

津島市建設工事における「週休2日制工事」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、津島市が発注する建設工事における「週休2日制工事」を実施するために必要な事項を定め、もって週休2日制工事を促進することを目的とする。

(週休2日制工事の考え方)

第2条 週休2日制工事とは、対象期間において4週8休以上の現場閉所に取り組む方式（以下「週休2日制工事（現場閉所型）」という。）及び対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式（以下「週休2日制工事（交替型）」という。）をいう。

2 週休2日制工事（現場閉所型）における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 週休2日制工事（現場閉所型） 対象期間において、現場閉所率が28.5%（4週8休（8日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 契約工期のうち現場施工着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇、夏季休暇、工事一時中止期間その他発注者があらかじめ対象外とする期間（請負者（以下「受注者」という。）の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は除くものとする。
- (3) 現場閉所日 現場閉所対象期間中に、現場事務所での事務作業も含めて1日を通じて現場が閉所された状態をいう。その日は原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を充てることもできる。なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。また、降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要となる作業を行う場合については、現場閉所日に含めるものとし、閉所が確定した段階で、振替作業日の予定も含め、速やかに発注者に報告するものとする。
- (4) 現場施工着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。
- (5) 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。
- (6) 現場閉所率 $\text{現場閉所率} = \text{対象期間内の現場閉所日数} \div \text{対象期間の日数}$

3 週休2日制工事（交替型）における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 週休2日制工事（交替型） 対象期間において、平均休日率が28.5%（4週8休（8日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。
- (2) 現場閉所日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。
- (3) 対象者 当該工事に係る受注者及び施工体制台帳記載の下請負人（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。
- (4) 対象期間 契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。下請負人については施工体制台帳記載の工期を基本とする。なお、年末年始休暇、夏季休暇、工事一時中止期間その他発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は除くものとする。
- (5) 休日率 $\text{休日率} = \text{対象期間内の休日日数} \div \text{対象期間の日数}$
- (6) 平均休日率 $\text{平均休日率} = \text{対象者の休日率の合計} \div \text{対象者数}$
(対象とする工事)

第3条 週休2日制工事は、原則全ての工事を対象とする。ただし、週休2日制工事（現場閉所型）及び週休2日制工事（交替型）のいずれも困難な工事は、例外的に週休2日制工事としないことも可能とする。

<対象外工事の例>

- ・緊急復旧工事（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に規定するような工事）
- ・対象期間が1週間未満の工事

(発注方式)

第4条 週休2日制工事の発注は、週休2日制工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、週休2日制工事（交替型）とすることができる。

2 週休2日制工事（交替型）として発注した場合において、受注者が週休2日制工事（現場閉所型）を希望するときは、現場施工着手前に受発注者間で協議し、週休2日制工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。

3 週休2日制工事の発注に当たって、発注者は別紙1に基づき入札公告、指名競争入札について（通知）及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

(工期の設定)

第5条 発注者は、契約工期の設定で、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として14日以内を上乗せすることができる。

2 契約工期の変更理由が受注者の責によらない次に掲げる場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- (3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(経費の補正)

第6条 週休2日制工事の経費については、それぞれの経費に次の補正係数を乗じて補正するものとする。ただし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

経 費	補 正 係 数	経 費	補 正 係 数
労 務 費	1.02	機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費	1.02	現場管理費	1.03

【減額変更の計算方式】（この場合における計算は前乗後除の方法による。）

変更契約金額 = 補正を行った変更設計額 × 当初請負代金額 / 原設計額

(実施の方法)

第7条 現場着手前に次のとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- (2) 受注者は、現場施工着手日から28日分の休日取得計画書（様式1）を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

2 対象期間中は以下のとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、翌28日分の休日取得計画書（様式1）を7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受け、7日に満たない最終週は対象期間から除く。
- (2) 28日間終了後、休日取得実績書（集計表（任意様式））を7日以内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。
- (3) 天候の影響や地元対応等により現場閉所日の振替を行う場合は、原則として事前に工事記録を提出し発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は事後報告でも可とする。
- (4) 発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかに対応する。
- (5) 受注者は、週休2日の確保について下請負人を指導する。

3 現場施工完了時には次のとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、現場施工完了日以降3日以内に対象期間全ての休日取得実績書（様式1）及び休日取

得実績書（集計表（任意様式））又は休日確保状況チェックリスト（任意様式）を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の達成状況について発注者の確認を受ける。

- (2) 発注者は、現場閉所の達成状況を確認し4週8休に満たない場合は、週休2日に係る経費について必要となる変更の契約を行う。
- (3) 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき変更の契約を行う。

（工事成績評定における評価）

第8条 発注者は工事成績評定における加点は行なわない。なお、週休2日が達成できなかったことによる減点はない。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

別紙1

一般競争入札公告、指名競争入札について（通知）及び特記仕様書への「週休2日制工事」である旨の明示

- ・本工事は、津島市建設工事における「週休2日制工事」（現場閉所型又は交替型）である。